

能勢町入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、能勢町が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務（以下「町発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）をいう。
- (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 町発注工事等に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有する者及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 役員等 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有する者（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に役員等であった者を含む。）をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者が使用する者のうち、役員等以外の全てのもの（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に使用人であった者を含む。）をいう。なお、入札参加資格者との雇用契約の有無は問わない。
- (6) 入札参加停止 別表各項に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 町長は、入札参加資格者、役員等又は使用人が別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各項に定めるところにより期間を定め、能勢町建設工事請負業者指名委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）が当該各項に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

- 2 町が役員等又は使用人を別表各項に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、町長は、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、委員会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ当該各項に定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては、短期）の1/2の期間を超えないものとする。
- 3 町以外の公共機関が役員等又は使用人を別表各項に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発（公正取引委員会が行う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反の告発を除く。）をしたときは、町長は、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、委員会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うことができる。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ当該各項に定める期間（期間に短期及

び長期のあるものについては、短期)の1/2の期間を超えないものとする。

(下請負人等に関する入札参加停止)

第4条 町長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は町が承認した再委託先(以下「下請負人等」という。)が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、委員会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

(入札参加の停止等)

第5条 町長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前2条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者(以下「入札参加停止業者」という。)の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

2 町長は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 前2項の場合においては、町長は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第6条 入札参加資格者、役員等又は使用人が、別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

2 入札参加停止業者が新たに別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年(同一の事案の場合は、その当初の措置から3年)を超えないものとする。

3 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする(同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。)。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。

(1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表各項の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表各項の措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第11条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告又は注意の喚起の原因となった別表各項の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき 1.25倍の期間

(2) 別表第7項から第10項までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表第7項から第10項までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1.5倍の期間。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

4 町長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各項及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、委員会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の1/2(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2)まで短縮することができる。

5 町長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第3項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、委員会の議を経て、入札参加停止の期間を当

該長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍）まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

- 6 町長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、委員会の議を経て、別表各項及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2又は2倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 7 第3条第2項及び第3項の規定による入札参加停止業者について、これらの規定により告発した事案を原因とする逮捕又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
- 8 入札参加停止中又は入札参加停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し同一要件により入札参加停止措置を追加又は変更するときは、その期間の合計は別表各項に定める期間を超えないものとする。
- 9 町長は、別表第8項に該当する入札参加停止業者について、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたときは、別表第8項に定める期間の1/2の期間に短縮する。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が、入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。
- 10 町長は、入札参加停止業者の申出により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴（別表第8項に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。）の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止期間を1/2の期間に短縮することができる。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てることとする。ただし、当初に1月の入札参加停止が措置された場合については、起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

（入札参加停止の解除）

第7条 町長は、嫌疑がない、又は嫌疑が不十分として不起訴となった場合など、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、委員会の議を経て、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の継承）

第8条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

（入札参加停止の通知）

第9条 町長は、第3条若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、第6条第6項から第10項までの規定により入札参加停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第7条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 町長は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他町長が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

（警告又は注意の喚起）

第 11 条 町長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事事故の報告)

第 12 条 入札参加資格者は、能勢町内において施工する工事等において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条の規定による労働者死傷病報告を行うとき、又は公衆損害事故を起こしたときは、その内容を遅滞なく本町に報告（町長が別に定め、又は指示している場合を除く。）しなければならない。ただし、町発注工事等以外（以下「一般工事」という。）の事故については、死亡者が発生した場合に限る。

2 入札参加資格者が前項に規定する工事事故の報告を怠った場合には、入札参加停止の期間を 2 倍に延長することができる。

(情報の公表)

第 13 条 町長は、入札参加停止に関する情報を原則として公表することとする。

(その他)

第 14 条 町発注工事等の調達契約から暴力団等の介入を排除するための措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(能勢町建設工事等請負業者指名停止要綱の廃止)
- 2 能勢町建設工事等請負業者指名停止要綱は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に行われた能勢町建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の能勢町入札参加停止要綱に基づき行われた入札参加停止措置については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町発注工事等の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 請負入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、建設業法第 24 条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳その他町長が求める提出書類</p>	<p>当該認定をした日から 6 月</p>
<p>(入札等)</p> <p>2 入札参加資格者、役員等又は使用人が、町発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得等に違反し、町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合（落札したにもかかわらず、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1 年</p> <p>(2) 1 月～1 年</p> <p>(3) 6 月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 入札参加資格者が、町発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(4)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>イ 遅滞日数が 30 日以内のとき</p> <p>ロ 遅滞日数が 30 日を超えるとき</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 故意又は過失により町発注工事等を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(4) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>イ 1 月</p> <p>ロ 2 月</p> <p>(2) 1 年</p> <p>(3) 1 月～6 月</p> <p>(4) 2 月</p>

<p>約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>4 役員等又は使用人が、町発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年</p>
<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>5 役員等又は使用人が、町発注工事等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 に規定する監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）第 13 条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>6 入札参加資格者が、町発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)～(2)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>6 の 2 入札参加資格者が町内における一般工事の契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>イ 3月</p> <p>ロ 6月</p> <p>(2)</p> <p>イ 1月</p> <p>ロ 2月</p> <p>1月～3月</p>
<p>(談合等)</p> <p>7 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する入札に関し、競売入札妨害(刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項）、談合（同条第 2 項）の容疑又は入札談</p>	

<p>合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により逮捕され、又は起訴されたとき等。</p> <p>(1) 本町発注のもの</p> <p>イ 役員等</p> <p>ロ 使用人</p> <p>(2) 本町以外の公共機関発注のもの</p> <p>イ 役員等</p> <p>ロ 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>イ 3年</p> <p>ロ 2年</p> <p>(2)</p> <p>イ 1年</p> <p>ロ 6月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 入札参加資格者、役員等又は使用人が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合</p> <p>イ 町発注工事等</p> <p>ロ 本町以外の公共機関発注の工事等</p> <p>ハ 公共機関以外発注の工事等</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合</p> <p>イ 町発注工事等</p> <p>ロ 本町以外の公共機関発注の工事等</p> <p>ハ 公共機関以外発注の工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>イ 3年</p> <p>ロ 1年</p> <p>ハ 1年</p> <p>(2)</p> <p>イ 18月</p> <p>ロ 6月</p> <p>ハ 6月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>9 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)の者に対して行った贈賄（刑法第198条）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本町職員</p> <p>イ 役員等</p> <p>ロ 使用人</p> <p>(2) 本町職員以外の公共機関の職員</p> <p>イ 役員等</p> <p>ロ 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>イ 3年</p> <p>ロ 2年</p> <p>(2)</p> <p>イ 1年</p> <p>ロ 6月</p>
<p>(あっせん利得処罰法違反行為)</p> <p>10 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する入札に関し、あっせん利得</p>	

<p>処罰法（平成 12 年法律第 130 号）違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 本町発注のもの</p>	<p>(1) 1 年</p>
<p>(2) 本町以外の公共機関発注のもの</p>	<p>(2)</p>
<p>イ 府内の公共機関</p>	<p>イ 6 月</p>
<p>ロ 府外の公共機関</p>	<p>ロ 3 月</p>
<p>(暴力行為等)</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>11 役員等又は使用人が、その業務に関し本町職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき。</p>	<p>1 年</p>
<p>(建設業法等違反)</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>12 入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の(1)～(4)のいずれかに該当したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合</p>	<p>(1)</p>
<p>イ 本町発注工事等に関するもの</p>	<p>イ 1 年</p>
<p>ロ 本町発注工事等以外の建築業法違反に関するもの</p>	<p>ロ</p>
<p>(イ) 府内における建築業法違反</p>	<p>(イ) 6 月</p>
<p>(ロ) 府外における建築業法違反</p>	<p>(ロ) 3 月</p>
<p>(2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のイ又はロの処分を受けた場合</p>	<p>(2)</p>
<p>イ 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p>	<p>イ 3 月</p>
<p>ロ 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分</p>	<p>ロ 6 月</p>
<p>(3) 建設業法に違反し、次のイ又はロの処分を受けた場合（(2)の場合を除く。）又は適正化法第 15 条に違反し、イの処分を受けた場合</p>	<p>(3)</p>
<p>イ 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p>	<p>イ</p>
<p>(イ) 本町発注工事等に関するもの</p>	<p>(イ) 4 月</p>
<p>(ロ) 府内における建築業法違反（本町発注工事等に関するものを除く。）に関するもの</p>	<p>(ロ) 2 月</p>
<p>(ハ) 府外における建築業法違反に関するもの</p>	<p>(ハ) 1 月</p>

<p>ロ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止処分</p> <p>(イ) 本町発注工事等に関するもの</p> <p>(ロ) 府内における建築業法違反（本町発注工事等に関するものを除く。）に関するもの</p> <p>(ハ) 府外における建築業法違反に関するもの</p> <p>(4) 建設業法第 29 条に基づき、次のイ又はロの許可取消処分を受け、契約の相手方として不相当と認められる場合</p> <p>イ 同条第 1 項第 7 号又は第 8 号に基づく取消処分</p> <p>ロ イの処分以外の取消処分</p>	<p>ロ</p> <p>(イ) 6月</p> <p>(ロ) 3月</p> <p>(ハ) 2月</p> <p>(4)</p> <p>イ 6月</p> <p>ロ 3月</p>
<p>(法令等違反)</p> <p>13 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の(1)～(4)（使用人は(3)を除く。）のいずれかに該当し、町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(4) 能勢町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 30 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく誓約書を提出しなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1月～3月</p> <p>(2) 1月～1年</p> <p>(3) 1月～3月</p> <p>(4) 3月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>14 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、本町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>

<p>(その他)</p> <p>15 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3年以内で委員会の議により決定する期間</p>
---	--------------------------------------